

# 令和5年度 国民健康保険料 概算早見表（給与／年金のみの場合）

- ◇ この早見表は、**令和4年中の所得が「給与または年金のみ」だった方**の早見表です。  
給与と年金両方ある方、確定申告している方は「国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）」をご覧ください。
- ◆ 早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。  
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
- ◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。  
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。  
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。  
**1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。**

※給与収入	給与所得	1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,504円)	
		介護分なし (40～64歳以外)	※介護分あり (40～64歳)
0円	0円	5,008円	6,358円
500,000円	0円	5,008円	6,358円
1,000,000円	450,000円	5,168円	6,547円
1,250,000円	700,000円	7,166円	8,910円
1,500,000円	950,000円	9,164円	11,272円
1,750,000円	1,148,800円	10,753円	13,151円
2,000,000円	1,320,000円	12,121円	14,769円
2,250,000円	1,493,600円	13,508円	16,409円
2,500,000円	1,670,000円	14,918円	18,076円
2,750,000円	1,843,600円	16,305円	19,717円
3,000,000円	2,020,000円	17,715円	21,384円
3,250,000円	2,193,600円	19,102円	23,024円
3,500,000円	2,370,000円	20,512円	24,691円
3,750,000円	2,558,400円	22,018円	26,472円
4,000,000円	2,760,000円	23,629円	28,377円
4,250,000円	2,958,400円	25,214円	30,252円
4,500,000円	3,160,000円	26,826円	32,157円
4,750,000円	3,358,400円	28,411円	34,032円
5,000,000円	3,560,000円	30,022円	35,937円
5,250,000円	3,758,400円	31,608円	37,812円
5,500,000円	3,960,000円	33,219円	39,717円
5,750,000円	4,158,400円	34,804円	41,592円
6,000,000円	4,360,000円	36,416円	43,497円
6,250,000円	4,558,400円	38,001円	45,372円
6,500,000円	4,760,000円	39,612円	47,277円
6,750,000円	4,975,000円	41,330円	49,309円
7,000,000円	5,200,000円	43,129円	51,435円
7,250,000円	5,425,000円	44,927円	53,561円
7,500,000円	5,650,000円	46,725円	55,687円
7,750,000円	5,875,000円	48,523円	57,814円
8,000,000円	6,100,000円	50,321円	59,940円
8,250,000円	6,325,000円	52,119円	62,066円
8,500,000円	6,550,000円	53,917円	64,192円
8,750,000円	6,800,000円	55,915円	66,555円
9,000,000円	7,050,000円	57,913円	68,917円
9,250,000円	7,300,000円	59,911円	71,280円
9,500,000円	7,550,000円	61,909円	73,642円
10,000,000円	8,050,000円	65,905円	78,367円
11,000,000円	9,050,000円	72,500円	86,421円
12,000,000円	10,050,000円	72,500円	86,667円

※年金収入	年金所得		1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,504円)	
	65歳未満 昭和33年1月2日生以降	65歳以上 昭和33年1月1日生以前	65歳以上 (介護分なし)	65歳未満 (※介護分あり)
0円	0円	0円	5,008円	6,358円
500,000円	0円	0円	5,008円	6,358円
1,000,000円	400,000円	0円	5,008円	6,358円
1,250,000円	650,000円	150,000円	5,008円	8,437円
1,500,000円	850,000円	400,000円	5,008円	10,327円
1,750,000円	1,037,500円	650,000円	6,767円	12,099円
2,000,000円	1,225,000円	900,000円	8,764円	13,871円
2,250,000円	1,412,500円	1,150,000円	10,762円	15,643円
2,500,000円	1,600,000円	1,400,000円	12,760円	17,415円
2,750,000円	1,787,500円	1,650,000円	14,758円	19,187円
3,000,000円	1,975,000円	1,900,000円	16,756円	20,959円
3,250,000円	2,162,500円	2,150,000円	18,754円	22,730円
3,500,000円	2,350,000円	2,350,000円	20,352円	24,502円
3,750,000円	2,537,500円	2,537,500円	21,851円	26,274円
4,000,000円	2,725,000円	2,725,000円	23,349円	28,046円
4,250,000円	2,927,500円	2,927,500円	24,967円	29,960円
4,500,000円	3,140,000円	3,140,000円	26,666円	31,968円
4,750,000円	3,352,500円	3,352,500円	28,364円	33,976円
5,000,000円	3,565,000円	3,565,000円	30,062円	35,984円
5,250,000円	3,777,500円	3,777,500円	31,760円	37,992円
5,500,000円	3,990,000円	3,990,000円	33,459円	40,000円
5,750,000円	4,202,500円	4,202,500円	35,157円	42,008円
6,000,000円	4,415,000円	4,415,000円	36,855円	44,017円
6,250,000円	4,627,500円	4,627,500円	38,553円	46,025円
6,500,000円	4,840,000円	4,840,000円	40,252円	48,033円
6,750,000円	5,052,500円	5,052,500円	41,950円	50,041円
7,000,000円	5,265,000円	5,265,000円	43,648円	52,049円
7,250,000円	5,477,500円	5,477,500円	45,346円	54,057円
7,500,000円	5,690,000円	5,690,000円	47,045円	56,065円
7,750,000円	5,907,500円	5,907,500円	48,783円	58,121円
8,000,000円	6,145,000円	6,145,000円	50,681円	60,365円
8,250,000円	6,382,500円	6,382,500円	52,579円	62,609円
8,500,000円	6,620,000円	6,620,000円	54,477円	64,854円
8,750,000円	6,857,500円	6,857,500円	56,375円	67,098円
9,000,000円	7,095,000円	7,095,000円	58,273円	69,343円
9,250,000円	7,332,500円	7,332,500円	60,171円	71,587円
9,500,000円	7,570,000円	7,570,000円	62,069円	73,831円
9,750,000円	7,807,500円	7,807,500円	63,967円	76,076円
10,000,000円	8,045,000円	8,045,000円	65,865円	78,320円
10,250,000円	8,295,000円	8,295,000円	67,863円	80,683円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成29年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※給与収入が850万円以上又は給与所得と年金所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用となる可能性があります。  
控除適用後の金額で確認する場合は、令和3年分給与の源泉徴収票をご参照下さい。

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成29年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※昨年中の**年金以外**の合計所得金額が1,000万円を超過する場合、年金所得控除額が変動する可能性がありますので、早見表では参照できません。